

住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行料金規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行業務規程」(以下「規程」という。)に基づきハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施する保険法人検査実施確認書発行業務に係る検査業務料金(以下「検査業務料金」という。)について、必要な事項を定める。

(検査業務料金)

第2条 業務規程第15条の検査業務料金のうち、新規に検査業務の依頼を受けた場合は、§1に規定する受付発行手数料に§2に規定する検査料または§3に規定する検査料を加算した料金とする。また、その他の依頼に係る料金については、§4に規定する。

§1 受付・発行手数料

戸建、店舗併用住宅および共同住宅の別に以下のとおり定める。

(税込)

面積帯	100㎡未満	100㎡以上 125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 30000㎡未満	30000㎡以上
戸建住宅	¥5,500							
共同住宅	¥12,100	¥13,200	¥16,500	¥19,800	¥22,000	¥30,800	¥44,000	¥66,000

※共同住宅で一住戸の住宅(併用住宅等)は戸建住宅の手数料とする。

§2 規程第12条第4項に規定する特例検査を除く検査料

1. 階数が3階以下の住宅の場合

現場検査は、原則として下記の(イ)および(ロ)の2回とする。なお、検査料は、建築確認申請書に記載された1住棟の延床面積に応じた検査料とする。

(イ) 基礎配筋工事の完了時(プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時。以下同じ。)

(ロ) 躯体工事の完了時または下地張りの直前の工事の完了時。

(税込)

面積帯		100㎡未満	100㎡以上 125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
(イ) および(ロ)	戸建住宅	¥12,100	¥13,200	¥16,500	¥22,000	¥29,700	¥44,000	¥82,500
	共同住宅							

※共同住宅で一住戸の住宅(併用住宅等)は戸建住宅の手数料とする。

2. 階数が4以上(地階を含む)の住宅の場合

現場検査は下記の(イ)ないし(ハ)の工事完了時とする。なお、検査料は、建築確認申請書に記載された1住棟の延床面積帯に応じた検査料とする。

(イ) 基礎配筋工事の完了時。

(ロ) 最下階から数えて2階および3に7の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時。ただし、業務規程第27条第5項に基づく検査を含む。

(ハ) 屋根工事の完了時または下地張りの直前の工事の完了時。

ただし、建築基準法第7条の3第1項または第7条の4第1項の規定により同法第7条の3第1項各号に規定する特定工程(以下単に、「特定工程」という。)に係る検査(床の躯体工事の完了時に行われるものに限る。)が行われる場合にあっては、床の躯体工事の完了時に行う検査は、直近の特定工程に係る検査と同じ時期とすることができる。

(税込)

面積帯		100㎡未満	100㎡以上 125㎡未満	125㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 30000㎡未満	30000㎡以上
(イ) および(ロ)	戸建住宅	¥12,100	¥13,200	¥16,500	¥22,000	¥29,700	¥44,000	¥82,500	¥115,500
	共同住宅								

※共同住宅で一住戸の住宅（併用住宅等）は戸建住宅の手数料とする。

§3 業務規程第12条第4項に規定する特例検査を実施する場合の検査料

ハウスプラスが検査業務の依頼を受けた建築物の構造、階数、面積帯、検査階面積により別途見積りにより算出を行う。

§4 その他の依頼に係る料金

(1) 規程第6条に規定する確認書が発行された後に行う計画の変更に係る検査業務の依頼料金
ハウスプラスは申請者と別途協議の上、かかる料金を都度取り決めることとする。

(2) 確認書の滅失、または汚損・破損による再発行および追加発行（1住戸あたりの確認書の発行枚数が5枚以上の場合）に係る手数料（電磁的方法により確認書が発行した場合を除く。）

①検査申込者は、住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書 追加発行申請書（別記様式6号）により、申請するものとする。

②戸建、店舗併用住宅および共同住宅の別に以下のとおり定める。

（税込）

面積帯	手数料
戸建住宅	¥5,500
共同住宅	$¥5,500 + (n - 1) \times ¥110$ （※nは住戸数）

※共同住宅で一住戸の住宅（併用住宅等）は戸建住宅の手数料とする。

(3) 事前相談等に係る費用を別途請求できるものとする。

(4) 規程第8条に規定する検査業務の取り下げにおける料金の取扱いについて

取り下げのタイミング	ハウスプラスが返戻する額
受付前	全額
受付後・検査前	受付・発行手数料を控除した額
ハウスプラスからの検査実施後	受付・発行手数料および実施済検査料相当額を控除した額

（附則） この規程は、2021年4月1日より施行する。